

指定廃棄物の処理に関する経過について

1. 茨城県の動向

■平成28年 2月 4日

第2回 茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議

環境省が茨城県及び保管自治体からの要請や同県の指定廃棄物の放射能濃度が低いことなどを踏まえ、今後の方針を示したもの。

概要

- 指定廃棄物の指定解除の仕組み(案)について提示
- 茨城県では、現地での保管を継続し、指定解除の仕組みを活用しながら、段階的に処理を進める。
- ただし、長期的に残る少量かつ比較的濃度の高い指定廃棄物を1カ所に集約して管理する従来の方針に変更はない。

1

2. 千葉県の直近の動向

■平成28年 3月17日

千葉県指定廃棄物の処理に係る関係市担当部課長説明会

環境省が千葉県及び県内で指定廃棄物を仮保管している10市に対して、指定廃棄物の指定解除の仕組み(案)等について説明

概要

- 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となった場合、国・保管者・最終処分先で協議が整うことを前提に国が指定解除できる。(一方的な解除はしない)
- 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、各処理責任者が処理を行う。(処理費用は国が全額負担)

確認事項

- 指定解除により各自治体の保管量が変わっても…
- ★千葉県内1カ所での集約管理の方針に変更はない。
- ★指定廃棄物の長期管理施設詳細調査候補地の再選定は行わない。

2

あらまし

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質を含むごみを焼却した結果、指定廃棄物(放射能濃度が1キログラムあたり8000ベクレルを超える焼却灰)が生じたため、柏市では下記のとおり仮保管を行っています。今後、国は千葉県内1カ所の長期管理施設を確保し、県内複数箇所で仮保管中の指定廃棄物を集約管理することとしています。

施設名	保管方法	保管容器	保管量
北部クリーンセンター	仮保管庫	フレコンバッグ702袋	約 494 t
南部クリーンセンター	仮保管庫 建屋内	ドラム缶1,824本 フレコンバッグ195袋	約 493 t
柏市最終処分場	覆土(30cm厚) +遮水シート	ドラム缶430本	約 76 t
合 計			約1,064 t

3

これまでの主な経過

- 平成26年 4月17日
第4回 千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議
※千葉県の指定廃棄物長期管理施設の選定の方針及び手順等が決定
- 平成27年 4月24日
環境省が千葉県内の長期管理施設の詳細調査候補地を千葉市内に選定したことを公表
- 平成27年 6月 8日
千葉市議会が「千葉市内での指定廃棄物処分場建設候補地選定について再協議を求める決議」を可決
- 平成27年 6月10日
千葉市長が環境大臣に「長期管理施設の詳細調査候補地選定に係る再協議」申し入れ(指定廃棄物排出自治体内で保管を行うための再協議申し入れ)
- 平成27年 7月20日
環境省が「千葉県における指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定経緯等に係る千葉市民説明会」を開催
- 平成27年12月14日
環境副大臣が千葉市長に6/10再協議の申し入れに対して回答
※千葉県内1カ所に集約して管理する方針を堅持(⇒千葉市長は同日拒否)⁴